**合併につき株券等提出公告**

当社は、オリヒロマシンセンター株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を有する方は、効力発生日である平成二十二年六月一日までに当社にご提出ください。

平成二十二年四月二十二日

群馬県高崎市浜川町五九〇番地二二

オリヒロエンジニアリング株式会社

代表取締役　鶴田　織寛

**株券提出不能に対する異議申述公告**

当社は、平成二十二年五月一日を効力発生日として、株式会社ジョイフルカンパニーを株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結し、株券の提出を求めたところ、左記の株主から株券提出不能届出でがありました。つきましては、この株主に対して当社株券と引換でなしに株式会社ジョイフルカンパニーの株式を交付することにつき異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月二十二日

茨城県土浦市中村南四丁目一一番七号

株式会社ジョイフルアスレティッククラブ

代表取締役　糸山　直文

| 券種 | 枚数 | 記号 | 番号 | 名義人住所 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一株券 | 六 | ハ | 〇〇二四～〇〇〇二九 | 茨城県土浦市中村南一丁目一番八号 | 豊島　一男 |

**限定承認公告**

本籍千葉県山武郡大網白里町みずほ台二丁目八番地一七、最後の住所千葉県山武郡大網白里町みずほ台二丁目八番地一七

被相続人　亡　西嶋　良子

右被相続人は平成二十一年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十二年三月三十日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

千葉県山武郡大網白里町みずほ台二丁目八番地一七　相続財産管理人　西嶋　健三

**限定承認公告**

本籍埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目二六三一番地、最後の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目八番二〇号

被相続人　亡　安川　三郎

右被相続人は平成二十一年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年四月八日埼玉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

千葉県松戸市松戸二二八三番地の一八　相続財産管理人　安川　隆昌

**限定承認公告**

本籍埼玉県鶴ヶ島市大字脚折一三八四番地八六、最後の住所埼玉県川越市新宿町四丁目七番地五

被相続人　亡　岩本　相一

右被相続人は平成二十一年六月九日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

東京都渋谷区本町四丁目八番一三号六〇二　相続財産管理人　岩本知多留

**限定承認公告**

本籍石川県小松市安宅新町イ一七九番地、最後の住所石川県小松市義仲町五番地

被相続人　亡　杉浦　和彦

右被相続人は平成二十二年三月一日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十五日金沢家庭裁判所小松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十二日

石川県小松市土居原町五二二番地フォーサイト駅西一〇一号

弁護士法人出口法律事務所

相続財産管理人杉浦崇

代理人弁護士　出口　勲

**取消公告**

平成二十二年四月十九日掲載の合併公告は取消します。

平成二十二年四月二十二日

名古屋市昭和区御器所一丁目二一番七号

（甲）勝美塗料株式会社

代表取締役　小川　哲廣

名古屋市昭和区白金三丁目五番一三号

（乙）株式会社ナックス

代表取締役　飯田　裕重

**取消公告**

平成二十二年四月十六日（号外第八十三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取り消します。

平成二十二年四月二十二日

和歌山県和歌山市和歌町三三

（甲）株式会社ＢｉｇＦ

代表取締役　別當　健一

和歌山県有田郡有田川町大字金屋七一二番地

（乙）株式会社チコウ

代表取締役　別當　美次

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二七 | 一 | 一六下から一五 | 第十三条第一項 | 前項 |

平成二十二年三月一日（号外第四十号）公布内閣府令第三号（前払式支払手段に関する内閣府令）（原稿誤り）

二七ページ下段別紙様式第三号中「(1)　前払支払手段の種類」は「(1)　前払式支払手段の種類」の誤り。

平成二十一年三月十三日外務省告示第百二十七号（ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五二 | | 四終りから | イザベル | イサベル |

同年八月二十一日外務省告示第四百四十七号（パレスチナ人児童の感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 五二 | 一 | 二 | 在 | 対 |

平成二十二年一月五日外務省告示第十二号（パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び経済復興を通じた持続可能な開発計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三一 | | 一四終りから | 調達 | 購入 |

平成二十二年二月三日海上保安庁告示第五十号（海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する件）（原稿誤り）

八ページ上段七行目から九行目までを削る。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 〃 | 〃 | 〃 | 八上一〇第十一条 | 第十条 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一三第十二条 | 第十一条 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一五「別表特殊警備救難艇の部中32ノットべてるぎうす及び34ノットSSSぷれあです」を削る。 | 「規定は平成二十二年三月二十九日から、第十一条の」 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一二終りから第十二条 | 第十一条 |

平成二十二年三月十日北陸地方整備局告示第二十一号（道路に関する件）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 七下 | | 一三終りから | 三一八番二 | 三一六番六 |

平成二十二年四月九日（号外第七十七号）官庁報告欄労働の部（最低工賃の改正決定に関する公示）（原稿誤り）

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 三九 | 一 | 終りから一 | 平成22年5月10日 | 平成22年5月9日 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十二日付第八七号一月七日付参会第一五号一六

二八ページ●同日付政府調達第七六号　二ページ●四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）